

### 3 議題3（意見照会）の概要

○第7次医療計画及び第8期介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービス量の見込みに係る整合性の確保のための意見照会について

標記の両計画の整合性確保に向け、県庁担当課から、地域医療構想調整会議委員の意見をお伺いした上で、今治圏域としての意見の取りまとめを求められているため、委員の皆様にご意見を伺います。

いただいた御意見につきましては、取りまとめの上、県庁担当課へ提出させていただきます。

なお、県庁担当課において、保健所が取りまとめた圏域としての意見と、圏域市町の介護保険担当課の意見を基に、在宅医療と介護施設等が受け持つ割合を決定します。

追加的需要に対する「在宅医療・介護施設等」が受け持つ割合について

厚生労働省において次の3つの決定方法が示されています。

①患者調査結果に基づき決定

（患者調査における療養病床を退院した患者の退院先別のデータにより決定）

②国保データベースによる分析に基づき決定

（各市町において国保データベースを活用し、療養病床を退院した者の訪問診療や介護サービスの利用状況等を把握した上、市町ごともしくは圏域ごとに決定）

③病床機能報告結果、独自のアンケート調査に基づき決定

今回は、前回（平成29年度）と同じ、①により算出した在宅医療と介護施設等が受け持つ割合を「1:3.5」とすることについて、委員の皆様にご意見を伺います。

（詳細は別添資料3のとおり）

〈参考〉

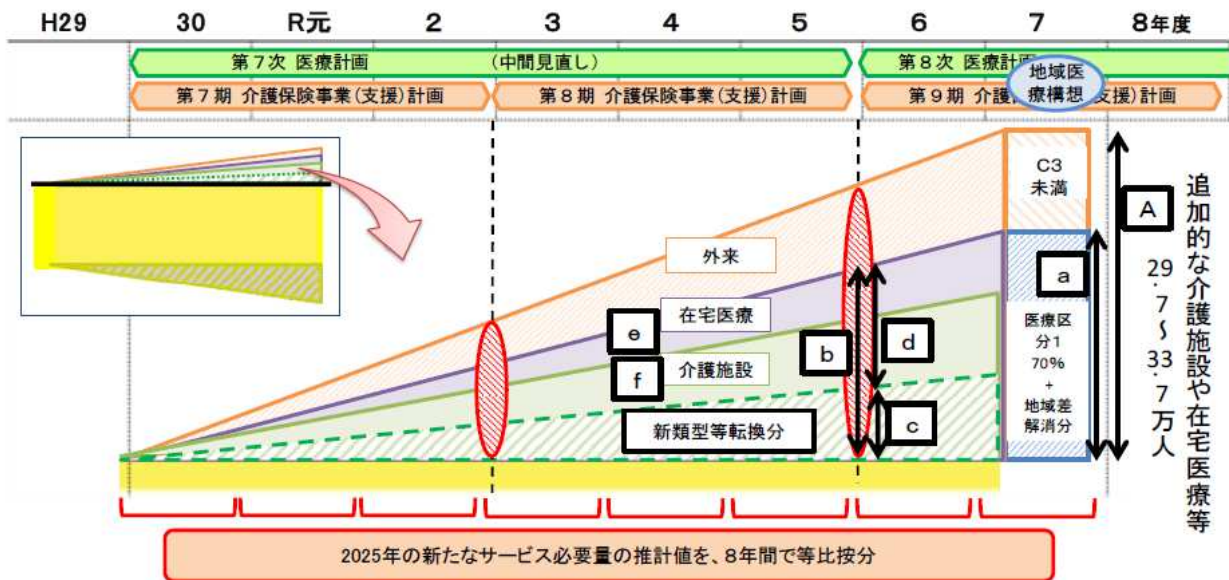
在宅医療・介護施設等の追加的需要について

現状の入院患者のうち、一定数については、「在宅医療または介護施設等」の追加的需要を要するとして推計し、在宅医療と介護施設等が受け持つ割合を調整した上で標記計画を定める必要があります。今回、整合性が求められているのは令和5年度末時点です。

○上記①の患者調査結果（全国：抜粋）（千人）

	H20	H23	H26	H29	4回の平均	
在宅医療	1.3	1.2	1.5	1.4	1.35	医療：介護 1：3.5
介護施設	4.5	4.4	4.8	5.3	4.75	

○追加的需要に対する医療計画、介護保険事業計画における目標・見込み量のイメージ



退院後の患者の追加的需要に対する受け皿

①新類型等転換分※

既存の介護療養型医療施設や医療療養病床が、介護医療院、老人保健施設又は特別養護老人ホームへ移行することにより対応する分（介護サービスにより対応する分）

②介護施設

①以外の介護施設・在宅医療等への移行、高齢化の動向に伴う需要増等について、介護医療院、老人保健施設又は特別養護老人ホームが受け皿となる分

③在宅医療

①以外の介護施設・在宅医療等への移行、高齢化の動向に伴う需要増等について、在宅医療及び介護サービス（在宅サービス・居住系サービス）が受け皿となる分（既存の介護療養型医療施設や医療療養病床が、特定施設入居者生活介護等に移行する場合も含む）

④外来

外来診療が受け皿となる分

※令和5年度末に指定介護療養型医療施設の廃止の期限を迎えることから、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設から介護医療院等の介護保険施設への移行が見込まれる。